

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示
生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
健康保険法による保険医療機関等の指定
健康保険法による保険薬剤師の登録
道路の供用の開始
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇公 告
高圧ガス作業主任者試験の実施
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第六十号）中別表の第二種県営住宅の表の美穂第三団地及び宇倍野第二団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年三月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

上粟島第三 四、一八〇円 を

上粟島第三	四、一八〇円
美穂 第三	四、一五〇円
宇倍野第二	四、一〇〇円

に改める。

この規則は、昭和四十六年三月一日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
松田小児科	倉吉市上井二〇二	小児科、内科	昭和四十六年一月二十二日

鳥取県告示第四百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療

機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目二七	内科、小児科	細田 泰久	昭和四十六年二月五日
今宮齒科医院	鳥取市湖山町一、一九四の七一	齒科	今宮 義昭	〃
谷岡薬局	鳥取市東品治町一一四の一		谷岡 勉	昭和四十六年二月四日
鳥取県西部医師会 休日急患診療所	米子市加茂町一丁目一	内科、小児科	社団法人 鳥取県西部医 師会 会長 赤澤 弘毅	昭和四十六年二月一日

鳥取県告示第四百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
上原 裕 臣	日野郡江府町 大字江尾一一九四	鳥葉第二五三	昭和四十六年二月一日

鳥取県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十六年三月一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年三月一日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	線路名	区	間	供用開始の期日
一般国道	五十三号	八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九二番の五から	六九三番の一まで	昭和四十六年三月一日

鳥取県告示第百五十号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、米子境港都市計画下の川土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子境港都市計画下の川土地区画整理事業

二 事務所の所在地

境港市上道一六〇〇番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十六年七月二十六日

四 変更認可の年月日

昭和四十六年二月二十六日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年三月四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会

二 聴聞当事者の住所及び氏名

気高郡青谷町大字紙屋五四 長田悦子

公 告

高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和46年度上期高压ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年2月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和46年5月23日

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

2 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験科目	試験の時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令	9時30分から10時30分まで
第三種冷凍機械主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から12時10分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時から15時まで
第三種冷凍機械主任者免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令	9時30分から10時30分まで
	冷凍のための高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時40分から12時10分まで

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真 1枚 手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。

4 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和46年4月10日から4月30日まで

6 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

7 その他

(1) 受験願書等の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備えつけてある所定の用紙を用いること。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) その他不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせると。

鳥 取 公 報

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和46年2月26日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和46年3月18日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和46年4月9日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印